「やまがた庄内×にいがた村上　秋の観光キャンペーン」におけるプロモーション事業
業務委託企画提案募集要領

1　目的

この要領は、「やまがた庄内×にいがた村上　秋の観光キャンペーン」におけるプロモーション事業業務委託について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

2　委託業務

（1）業務名

「やまがた庄内×にいがた村上　秋の観光キャンペーン」におけるプロモーション事業

（2）業務の内容

「やまがた庄内×にいがた村上　秋の観光キャンペーン」におけるプロモーション事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

（3）委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

（4）提案上限額

1,280,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3　応募資格及び失格事由

（1）応募資格

応募できる事業者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

ア　地方自治法施行令第167 条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
イ　雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
ウ　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
エ　次のいずれにも該当しない者。
　(ｱ) 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77 号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
　(ｲ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
　(ｳ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
　(ｴ) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
　(ｵ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
オ　会社更生法（平成14 年法律第154 号）及び民事再生法（平成11 年法律第225 号）の規定に基づく更生及び再生の手続きを行っていないこと。
カ　業として印刷類、映像製作・広告・宣伝・デザイン類の業務又はこれに類する業務を営んでいること。

キ 山形県又は新潟県に本店又は営業所等を有すること。

（2）失格事由

次のいずれかに該当する場合その他不正な行為があったときは失格とする。

ア この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
イ 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
オ 見積金額が日本海羽越広域観光推進協議会（以下、「協議会」という。）の提示する提案上限額を上回るとき。

4 応募資格審査結果の通知

応募資格の審査は、参加申込書の提出期限日を基準として行うものとし、その結果は令和8年12月7日（月）までに通知する。
また、企画提案書の作成に必要な写真データ及びJRロゴについては、協議会から参加資格審査結果の通知と併せて参加資格を有すると認められた者へ提供する。
なお、応募者が多数となった場合は書類審査により企画提案審査会（以下、「審査会」という。）への参加者を選抜する場合がある。

5 企画提案内容

（1）企画提案書は仕様書に基づき、以下の事項について記載すること。

ア 本業務実施の考え方・手法
イ 仕様書に定める「4 業務内容」に基づく企画の内容
ウ 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等）
エ 業務の実施スケジュール

（2）留意事項

ア 応募できる提案の数は、1参加者につき1件とする。
イ 規格は、原則A4判用紙（片面印刷）を使用し、A3用紙（片面印刷）を使用する場合には、A4判に折り込むこと。
ウ ページ番号は通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
エ 企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、ホッチキスやクロステープ等で綴じずに、ダブルクリップ等で留めること。

6 提出書類及び提出方法等

下記の書類を提出すること。

（1） 提出期限、提出書類及び提出部数

ア 令和8年12月1日（火）正午まで
(ｱ) 参加申込書 （様式第1号）：1部
(ｲ) 事業者概要書（様式第2号）：1部
イ 令和8年12月25日（金）正午まで
(ｱ) 企画提案書（様式第3号）：1部（紙媒体で提出する場合は6部）
(ｲ) 見積書：1部

（2）提出先

「12 連絡先」へ提出すること。

（3）提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

ア 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く）に提出先に持参すること。
イ 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
ウ 電子メールで提出した場合は、送信後に電話で到着確認を行うこと。

7 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

（１）企画提案に関する一切の質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第４号)」により行うものとする。

（２）質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を『「やまがた庄内×にいがた村上　秋の観光キャンペーン」におけるプロモーション事業業務委託への問合せ』として、「12 連絡先」あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

（３）質問書への回答

質問書への回答は、参加申込者全てに電子メールにより行う。
ただし、各提案者の独自企画に関わることなどについては、当該質問を行った提案者に対してのみ回答する。

8 最優秀提案者の決定方法

（１） 審査方法

ア 協議会が設置する審査会において、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行い、提案内容を総合的に評価のうえ、最優秀提案者を選定する。
イ 提案者が１者の場合でも、審査会等での協議の結果、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
ウ 提案者がない場合は、本プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、あらためて募集を行うものとする。
エ 審査会は、令和９年１月上旬に開催するものとし、また、審査結果については１月中旬を目途に全提案者に書面で通知する。

（２）評価基準等

別紙「企画提案評価基準」のとおり

9 公募・選定スケジュール（予定）

（１） 参加申込書等提出期限 令和８年 12 月１日（火） 正午まで

（２） 参加資格の審査結果通知 令和８年 12 月７日（月）までに行う

（３） 質問書の提出期限 令和８年 12 月 11 日（金） 正午まで

（４） 質問書への回答 令和８年 12 月 18 日（金）までに行う

（５） 企画提案書等提出期限 令和８年 12 月 25 日（金） 正午まで

（６） 選定審査会（プレゼンテーション） 令和９年１月上旬（別途通知）

（７） 審査結果通知 令和９年１月中旬（別途通知）

（８） 契約予定日 令和９年１月中旬

10 委託契約に係る基本事項

（1）審査結果に基づき、最優秀提案者と仕様の調整を含め業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。

（2）採択された提案等については、採択後に協議会と詳細を協議すること。その際、内容や金額等に変更が生じる場合がある。

（3）最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀提案者が応募に関する事項の失格事由に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

11 その他

（1）企画提案書等の作成及び提出等に要する経費は全て提案者の負担とする。

（2）この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

（3）提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。

（4）企画提案書は本件に係る企画提案の企画審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

（5）本業務の成果品はキャッチコピー、ロゴマーク、ポスターデータ、デザインマニュアル及び完了報告書とし、ポスターの印刷は本業務に含まず別途発注とする。

（6）募集及び契約については、協議会の都合により事業を停止する場合がある。

（7）参加申込書（様式第1号）の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「12 連絡先」に提出すること。

（8）契約の相手方となった者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により協議会の承認を得たときは、この限りでない。

12 連絡先

担　　当：日本海羽越広域観光推進協議会事務局

（庄内観光コンベンション協会事務局）

（山形県庄内総合支庁地域産業経済課観光振興室）

所 在 地：〒９９７－１３９２ 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 19―1

Ｔ Ｅ Ｌ：０２３５－６６－５４９２（直通）

Ｆ Ａ Ｘ：０２３５－６６－４７２８

Ｅ－mail：shonai#mokkedano.net

（上記「#」の部分を「@」に変えた上で送信してください）